

## 今後の検討課題について

### 1. 公開代行サービスへの対応（第 5 回、第 6 回会合の積み残し）

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20200923/8-yamauchi.pdf>

・UDRP では、「真の登録者」の情報を開示させ、申立人は「真の登録者」を被申立人に追加。WIPO は「真の登録者」にも通知を行う（2015 年 7 月 31 日付け改訂）。→ JP-DRP でも採用すべきではないか

公開代行サービスへの対応については、2021 年度 DRP 検討委員会において、継続検討課題として扱う。

### 2. ミニマル・アプローチへの対応

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20200923/4-hayakawa.pdf>

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/drp/20200923/5-watanabe.pdf>

・まずは、2021 年 3 月 16 日開催予定のパネリスト候補者研修会にて、裁定例として「別れさせ屋」事件などについて議論したうえで、対応方針を検討する

ミニマル・アプローチへの対応については、2021 年 3 月 16 日開催予定のパネリスト候補者研修会を踏まえ、必要に応じて 2023 年度 DRP 検討委員会において、継続検討課題として扱う。

### 3. パネリスト候補者研修の実施について

・2021 年 3 月 16 日に事例研究の新しい形で試験的に開催する

- ① ミニマル・アプローチに関しての裁定例を取り上げ議論する
- ② 2021 年度は、今回の結果を踏まえ、年間 3 回程度の開催を行うかどうかなどについて検討する。

### 4. 手続き電子化のレビューについて

・電子化の手続きの実態を把握するために、電子化での処理件数が、10 件程度を超えた段階で、利用者へのヒアリングを JPNIC と JIPAC と相談しながら行い、そのレポートを元に検討委員会で検討する方向で進める

### 5. WIPO との協力関係、英語による JP ドメイン名紛争処理手続について

・今回の検討を踏まえ、必要に応じて、2021 年度検討委員会の検討課題として取り扱う。

以上